



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年2月 常任理事会概要

1. 日 時 平成22年2月19日(金)13:30～15:45
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数	15名
出席者数	15名
4. 出席者の氏名

出席者	
会 長	三栖邦博
副 会 長	山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一 外木場久雄、八島英孝
専務理事	高津充良
常務理事	北野芳男
常任理事	木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行 髭右近外嘉、山田美光
事 務 局	恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長 鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長 吉田 茂調査役
5. 議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、佐野吉彦常任理事
6. 議事進行役 八島英孝副会長
7. 議 事
 - (1) 専決事項
 - 1) 平成22年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

山田総務・財務委員長より、平成22年度の日事連建築賞募集要

項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、日事連建築賞の応募数の増加方策について常任理事会、総務・財務委員会での意見を踏まえて、日事連建築賞選考委員長との協議の結果、応募資格者を次のとおり変更した。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか又は単位会に入会申請をすることを条件として応募を認める。」こととした。

また、選考委員会委員では2名の変更を行った。(新)小玉祐一郎(神戸芸術工科大学デザイン学部教授)、富永譲(法政大学デザイン工学部教授)、(旧)小林志朗(小林設計一級建築士事務所代表)、酒井寛二(中央大学専門職大学院国際会計研究科教授)。

その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり平成22年度の日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

これに関連して選考委員会委員の任期、推薦基準について今後、内規等が必要となるのではないかと意見があった。これについては今後の課題とすることとした。

(2) 協議事項

1) 平成22年度事業計画案について

平成22年度事業計画案について資料2により、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

主な事項としては、管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建

築士事務所に対する苦情の解決業務の実施、改正建築士法等の周知及び日事連の役割・建築士事務所の業務についての広報活動、建築士事務所キャンペーン事業、適合証明技術者の新規・更新登録の受付の実施とそれに伴う講習の実施及び適合証明技術者への業務調査の実施等の事業を実施する。

協議の結果、原案を了承し、資料2の平成22年度事業計画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成22年度収支予算案について

平成22年度収支予算案について一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について資料3により事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案の合計は、事業活動収入では、会費収入179,160,000円、事業収入236,270,000円、雑収入3,610,000円、特定預金取崩収入40,050,000円、合計459,090,000円となっている。事業活動支出では、事業費359,100,000円、管理費97,030,000円、特定預金支出58,040,000円、合計514,170,000円となり、予備費支出は8,920,000円、前期繰越収支差額64,000,000円となっている。協議の結果、原案を了承し、資料3の平成22年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 建築確認手続き等の運用改善の方針について

専務理事より、建築確認手続き等の運用改善の方針について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

本年の1月22日に国土交通省から建築確認手続き等の運用改善の方針が示された。

今回は法律改正が伴わない運用改善となっている。運用改善の内容については建築基準法施行規則及び関係告示等の改正として反映される。これらの改正は3月末を目途に公布され、6月に施行される予定である。また、運用改善の内容については、パブリックコメントの意見募集がなされ、締切が2月21日とされている。本会では、改善内容に対する意見について、業務・技術委員会、構造技術専門委員会で検討するとともに単位会にも意見を求めた。単位会からの意見では法律改正が伴う意見が多くあり、そのほとんどが今回のパブリックコメントの対象とはならない。構造技術専門委員会での意見の一部は定義を厳密にし、申請

図書の補正及び軽微な変更等について事例の列举を多くしてほしい旨の意見があるが、業務・技術委員会では、事例の列举は、その事例以外は認められなくなる可能性がある。事例を列举することは、現状では実態的に弾力的な運用がなされているので、むしろ個別の事情に応じて弾力的な運用を求めるべきであり、定義の厳密化と事例の列举の意見については、硬直的な運用になる可能性があるため、構造技術委員会と調整し、理解を得たところである。

これらの経緯を踏まえ、本会としての意見をまとめた。

主な項目は、1. 建築基準法等の抜本改正検討の確実な実施、2. 改善・改正内容に対する設計実務者側との事前調整、3. 今回の改善措置の実行性が上がるようなきめ細かい対応として5項について、それぞれの改善意見をまとめた。

協議の結果、資料4のうち日事連の意見としてまとめた資料を2月22日に国土交通省に会長が意見書として提出することとした。

なお、今後行われる建築基準法の改正に係る国の「(仮称)建築基準法等制度見直し検討会」の委員として連合会の推薦が求められたが、これについては三栖会長が参加することとの説明があり、了承された。

4) 定款施行細則の一部変更について

山田総務・財務委員長より、資料5によって定款施行細則の一部変更について次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な定款施行細則の一部変更を行う案が資料5である。

協議の結果、資料5の定款施行細則の一部変更を3月通常理事会に提案することとした。

5) 就業規程の一部改正について

山田総務・財務委員長より、就業規程の一部改正について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

現在の就業規程は平成2年1月に制定以来、土曜日を休日とす

る必要最小限の改正しか行っておらず、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされず今日に至っている。また、労働基準法、母子保健法、育児・介護休業法及び高年齢者雇用安定法等の法律に則した規程となっていないため、今日の情勢に合った就業規程に改正する必要がある。主な改正点は次のとおりである。

①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)

②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)

③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)

④産婦の育児時間の制定(労働基準法)

⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)

⑥病気休暇、夏季休暇の明記

⑦年次有給休暇の付与日数の改正

協議の結果、資料6の就業規程の一部改正を3月通常理事会に提案することとした。

6) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)について

専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

資料7は建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)である。昨年の11月から12月にかけて中間報告(案)について、常任理事会、理事会等から意見が出された。その意見を基にして建築設計制度等対応特別委員会基本法部会で修正、追加を行い最終報告書としたものである。3月通常理事会での承認を得て報告書として国に提出する予定である。

報告書に対する意見として、報告書の18頁の図4については、図のタイトルを入れた方がわかりやすいとの意見があり、修正することとした。

協議の結果、資料7を一部修正して3月通常理事会に提案することとした。

7) 岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について
事務局より、岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度に行う適合証明技術者の岐阜県での新規・更新登録の受付業務については、平成20年度と同様に日事連が(社)岐阜県建築士事務所協会と登録業務委託契約を締結して実施する。当受付業務を実施するにあたっては、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費率等の見直しに伴い、(社)岐阜県建築士事務所協会の委託業務に係る委託費のうち、登録事務費を変更したい。

①登録事務費(変更)・登録料 1件10,500円(税込)につき、委託費を変更前4,000円から3,000円に変更する。(会員団体は4,500円)

②適合証明技術者実務手引き(従来通り)・卸値 1冊につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の0.7掛け)

③適合証明等業務登録標識(従来通り)・卸値 1枚につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の約0.44掛け)

④講習の受講料(従来通り)・受講料は5,250円(会員団体も同額)※受講料は、会場費、広報費及び人件費等に充当する。
協議の結果、原案を了承し、資料8を3月通常理事会に提案することを決めた。なお、(社)岐阜県建築士事務所協会がこの条件で登録業務委託契約を締結しない場合は、岐阜県では新規・更新登録の受付業務を実施せず、岐阜県での新規・更新登録希望者は、隣県の建築士事務所協会での新規・更新登録手続きを行っていただくこととする。

8) 第53回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第53回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の通り説明がなされた。

平成22年3月30日(火) 会場:ホテルグザール竹芝

11:00~13:15 3月常任理事会

13:30~15:30 第109回建築士事務所協会全国会長会議

15:40~16:20 第53回通常総会(平成22年度予算総会)

16:30~17:10 第36回日市政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料9の第53回通常総会等の日程

及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

9) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、資料10を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年1月12日及び2月12日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者小川俊一及び当該適合証明技術者が所属する(株)ターブルプランニング(開設者 野上一夫、事務所所在地・神奈川県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで取消し、同日より5年間の再登録禁止処分を行った。また、適合証明技術者小村敏夫及び当該適合証明技術者が所属する(有)未来工房(開設者 小村敏夫、事務所所在地・兵庫県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、両事務所ともそれぞれの建築士事務所協会の会員である。

また、国土交通省には小川俊一氏の処分については報告した。

また、小村敏夫氏については報告する予定である。

2) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

専務理事より、民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について資料12によって次の趣旨の報告がなされた。

昨年(2010年)の1月7日に新しい業務報酬基準が告示され、建築関係団体では新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を実施するとともに、7月には中

央の12府省へ要望活動を行った。

民間団体への要望活動としては、11月30日の通常理事会で民間団体への周知を図るべきではないかとの提案、決定に基づき、12月21日から12月24日にかけて日事連は、民間団体8団体(日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会、生命保険協会、全国信用金庫協会、日本経済団体連合会)に対し、三栖会長はじめ役員等が当該団体を訪問し、民間建築物の設計等業務発注にあたり、新しい業務報酬基準についての理解とそれぞれの団体の会員への周知について要望した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本全国大会運営特別委員長より、昨年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について、大会参加者1,684名、パーティ参加者505名、収支結果は52,751,102円となった旨の報告が資料13によってなされた

4) 第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について、資料14によって次のとおり報告がなされた。

委員長 三栖邦博(日事連会長・東京会会長)、副委員長 大内達史(東京会会長代行)、委員・外木場久雄(日事連副会長・兵庫会会長)、西倉努(東京会副会長)、吉川昭(神奈川会副会長)、小林忠志(神奈川会副会長)、宮原克平(埼玉会会長)、中澤茂(埼玉会副会長)、高木憲一(千葉会副会長)、宮下登久子(千葉会副会長)

5) 平成22年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成22年度の主な会議日程(予定)について資料15によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成21年11月末日から平成22年1月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,888事務所、賛助会員4社

平成21年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,894事務所、賛助会員4社

平成22年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,905事務所、賛助会員4社

7)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされた。

＜配付資料＞

資料1:平成22年度日事連建築賞の募集要項改正について

資料2:平成22年度事業計画(案)

資料3:平成22年度一般会計予算内訳書(案)

資料4:建築確認手続き等の運用改善の方針について

資料5:定款施行細則の一部変更について(案)

資料6:就業規程の一部改正について(案)

資料7:平成21年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」報告書(案)

資料8:岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について(案)

資料9:第53回通常総会及び第109回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10:平成22年3月通常理事会開催通知

資料11:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所の登録取消しと再登録禁止の処分通知

資料12:民間団体に新しい業務報酬基準の周知について要望

資料13:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告

資料14:平成22年度・第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

資料15:日事連・平成22年度主な会議日程(予定)

資料16:会員・構成員異動報告書

資料17:後援、協賛名義使用の件

資料18:経過報告

■第1回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成22年1月26日(火)14:00～15:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、吉川昭、小林忠志、宮原克平

中澤茂、高木憲一、宮下登久子

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、前田、松谷

1. 議事

(1)副委員長の選出について

副委員長に大内達史委員が選出された。

(2)平成20年度開催・第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書等について

事務局より、平成20年10月3日に開催された第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書(資料1)に基づき実施概要及び当時の全国大会実行特別委員会での協議事項等について説明がなされた。

(3)平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

事務局より、平成22年10月1日に開催される第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について資料2から資料4によって以下の事項について説明がなされた。

①通常理事会(平成21年11月30日)決定事項について

既に通常理事会において決定した以下の事項について説明がなされ、今後は本委員会で大会テーマ、行事形式等について企画・立案していくこととした。

・開催日 平成22年10月1日(金)

・参加人数 大会式典及び記念パーティとも800名とする。

・参加費 大会式典及び記念パーティ併せて12,000円とする。

・会 場 帝国ホテル(東京・日比谷)

・予 算 日事連支出(概ね1,100万円)と大会参加費の合計を大会運営費とする。

なお、通常理事会の決定事項のうち大会参加人数については、単位会の会員が参加しやすいように参加人数枠を撤廃でき

ないかとの意見が出されたが、本来、東京開催は地方開催と異なり規模、予算を縮小し実施することとしているため、800名の参加人数での設定が妥当であるとし、通常理事会の決定事項通りとした。

②委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

スケジュールについては、原案を一応の目安とし、5月中旬開催予定の常任理事会に大会実施要項が提案出来るように今後委員会を開催していくこととした。

③大会テーマ、大会宣言、行事形式について

大会テーマ、行事形式について各委員に意見を求めたところ、次のような意見が出されたが、今回の委員会では具体的な案の集約は行わず、各委員には次回委員会開催までに意見を提出してもらい、次回の委員会で協議、検討することとした。

(出された意見)

- ・「建築基本法」をテーマにした講演、シンポジウム。
- ・著名人、他団体の代表者などの講演、シンポジウム。
- ・現在の情勢に沿った大会テーマ等を決定するのは前回の大会と比較しても難しく、ハードな話は受け入れにくいのではないか。
- ・明るい話題をテーマに取り上げる。
- ・大会テーマやシンポジウムの内容で参加者数が変わる。
- ・若者が「建築離れ」をしている傾向や「継承問題」をテーマにする。
- ・地方開催とは異なり東京で開催する意義を考え、「業務に関連する内容」を取り上げて、勉強会というイメージにする。
- ・2時間同じ構成の講演は長すぎる。建築以外の分野や、2部構成などにする。
- ・午前中又は早い時間帯に講演会等を開始する。
- ・シンポジウムは、パネリストの人選が難しいため、講演会を実施する。

(4) 次回の委員会開催日及び検討事項について

次回委員会の開催は、平成22年3月17日(水)15:00～17:00とし、各委員は、3月8日(月)までに前回の東京開催での検討事項を参考にしながら大会テーマ、大会宣言、行事形式について意見を

提出してもらうこととした。

(配付資料)

資料1 平成20年度開催・第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書等について

資料2 通常理事会(平成21年11月30日)決定事項について

資料3 委員会及び事務局の大会当日までのスケジュール(案)について

資料4 大会テーマ、大会宣言、行事形式について

■第45回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成22年1月21日(木) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 小林 志朗、佐々木宏幸、高津 充良

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、鈴木業務課長、今泉

(欠席者 榊原 信一、佐野 吉彦、望月 淳一)

<配付資料>

資料1 建築の質の向上に関する検討-第6回コンソーシアム会議関係資料

資料2 「成果イメージ(はじめに～第4章)骨子案」に対する意見

資料3 「建築の質の向上に関する検討」報告書のとりまとめに向けて

資料4 第1回調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会関係資料

1. 建築の質の向上に関する検討-第6回コンソーシアム会議(12/24)の報告

12/24に開催された第6回コンソーシアム会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長より資料1に基づき報告がなされた。

○外部専門家へのヒアリングのとき、日事連として、最終的に「建築士事務所を法的に位置づけること」を入れればいいと言われたが、コンソーシアム会議において、他団体では、建築は設計者という概念はあるが、事業者という概念がないというのがほとんど

どであるため、建築士事務所を法的に位置づけることなどの意見が出てこないとの意見がだされた。

2. コンソーシアム会議で示された「建築の質の向上に関する検討(とりまとめ)の成果イメージ」に対しての日事連の意見についての検討
吉田調査役より、資料2に基づきコンソーシアム会議における「成果イメージ 骨子案」に対する日事連としての意見について概要報告がなされた。

○コンソーシアム会議関係資料のP20(2-1専門家・事業者に係る課題)の実現方策における「建築士と事業者の責務・役割等を明確にした法制度の創設」の「建築士と事業者」を「建築士と建築士事務所(あるいは開設者)」にさせていただくよう市浦H&Pに要請する。

3. 「建築の質の向上に関する検討(日事連)」報告書のとりまとめに向けて

吉田調査役より、資料3に基づき「建築の質の向上に関する検討」報告書の今後のとりまとめについて概要報告がなされた。

○最終的な報告書のとりまとめに際して、次回の建築設計制度等対応特別委員会において秋野卓生先生、浅野善治先生、河野久先生の3人にヒアリングを行うこととなった。日程については、2/8若しくは2/12を候補日とし事務局において調整を行い、各委員へ通知をすることとなった。

4. 業務報酬基準(告示第15号)の適正活用に関する調査についての状況報告

当アンケート調査については、締め切りを1月初旬にしていたが、回答率が低いことにより、1/20まで締め切りを延期したこと等、佐々木委員より状況報告があった。

5. 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(12/15)の報告

12/15に懇談会が開催され、概要について岡本副委員長より報告があった。

6. その他

○次回委員会日程

日程を調整した結果、平成22年2月12日(金)14:00～16:00

(日事連会議室)に開催することとした。

■第46回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成22年2月12日(金) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、高津 充良

特別出席

秋野 卓生(日事連理事・匠総合法律事務所)

浅野 善治(日事連理事・大東文化大学法科大学院)

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役

鈴木業務課長、今泉

(欠 席 者 榊原 信一、佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1 建築の質の向上に関する検討-報告書(案)

資料2-1 報告書(案)についての建築設計制度等対応特別委員等の意見

資料2-2 建築の質の向上に関する検討-報告書(訂正案)

資料3-1 建築の質の向上に関する検討-第7回コンソーシアム会議関係資料

資料3-2 「とりまとめ(素案)」に対する提出意見

資料4 建築確認手続き等の運用改善の方針について

1. 専門家(秋野理事、浅野理事)に対するヒアリング

(建築の質の向上に関する検討の報告書(案)について専門家の意見を伺う)

秋野理事と浅野理事よりヒアリングを行い、ヒアリングの概要は以下のとおりであった。

秋野理事:

○建築士の資格取り消し処分に係る補佐人を務め、①建築士事務所として責任を負うべきところは、しっかり負っていただくという形が実態に合うだろう。②現場を担当する建築士が処罰されたら会社としてどのようにフォローしていけばいいのか。個人で支払う罰金を会社が補てんするのか。そういうことを制度上もりこむのはどうだろう。ということ強く感じた。

そのような事実と法律のギャップについては、建築士事務所法と

いうものを創設して解消していけば良いと思う。

○団体による自律的監督体制の確立については、資格を維持するために、団体から認めていただけるような活動をしようという自分の意思が働いてくるので、モルの向上につながるのではないと思う。

○設計賠償責任保険の加入義務化については、任意であり、民間の保険会社の仕事であるが最近の社会状況を勘案した保険にしても良いのではないと思う。

浅野理事：

○建築士事務所というものが大きな役割を果たしていることを社会制度のなかで位置づけなければ建築の質の確保ができないということを印象づけることが大事である。

○建築士事務所というものをいかに明確にしていくか。その関係団体というものをさらにどのように位置づけるかというものをきちんと表すということが今回の報告書の一番大きな目的にするべきである。

秋野理事：

○「建築士事務所に所属する建築士がいる場合は、その建築士は必ず団体の規律を受けなくてはならない」ということを制度化して、団体が当該建築士に対する自律的な処分を含めた権限を持った方が、違法以前のモルのところで向上すると思う。

浅野理事：

○チームになって一つの組織が動く時、「建築士がやるべきことは建築士がやっていること」と「組織として責任をもつ人は誰であるか」ということは別々にしても、組織としてまとまりを持つので、建築士が開設者でなくてもいいと思う。

秋野理事：

○建築の紛争を取り扱っている中で、建築士が意図的に違反建築をやっていることもある。建築士の違法行為をやめさせるためには誰かがペナルティを科さなければならない。現状における国が処分をするというやり方ではあまりにも大掛かりすぎて機能しないので、モルを向上させるためにも別途、団体による規律という観点から優しい処分というものがあればいいと思う。

浅野理事：

○建築士がいない団体が業務を受けて、どこかへ丸投げする場合、建築士がやらなければいけない業務があれば、どこかの建築士がやることになるので、そこに責任がくと思う。丸投げされた後だとしても、組織なり個人が責任を負うだろう。それを防ぐのであれば、①「どこまで専門家がからむべきか。」②「専門家がからんだときにどういう形で責任を取るべきか。」③「専門家がからまない仲介というものをどうするのか」をまとめなくてはならない。

秋野理事：

○消費者が保護されるためには、建築士の関与がなされれば、建物の安全につながり間違いがない。それが業とすることによって、全てが満たされるかという直結しないような気がする。今の業務の実態と現実の建築士法が乖離してしまっているものを是正し、実態に合わせるために、建築士事務所法というものが必要ということは理解できる。消費者保護のためには、開設者は建築士しかねないほうが消費者のためであると思う。

2. 同報告書(案)のとりまとめについて

吉田調査役より、資料2-1における委員からの意見を考慮し作成した資料2-2に基づき、報告書(案)の概要報告をしながら、上記①②③を踏まえ意見交換がなされた。

報告書(案)を吉田調査役が本日決定した事項をもとにとりまとめ、委員各位へ送付し、指摘事項があれば、連絡していただくこととした。最終的に岡本副委員長の下承を得て、2月19日の常任理事会で報告し、3月5日の理事会で承認していただいた後、印刷に取り掛かることとなった。

3. 建築の質の向上に関する検討-第7回コンソーシアム会議(1/29)の報告等

1/29に開催された第7回コンソーシアム会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長より資料3-1に基づき報告がなされた。

その後、吉田調査役より、資料3-2に基づき補足説明がなされた。

4. 建築確認手続き等の運用改善の方針について

国の建築確認手続き等の運用改善の方針がまとまり、①確認審査の迅速化、②申請図書の簡素化、③厳罰化について改善する

ことになったことを資料4に基づき高津委員より概略報告がなされた。

○6月施行に向けて施行規則、告示及び通達の中で改善することになる。

○建築基準法自体の改正は先送りされたが、国が検討会を立ち上げ検討を進めることにしており、本会からは三栖会長が出席することとしている。今後、当特別委員会に検討会の内容を報告しつつ、その法律改正案に対して意見調整を行うことになる。

5. その他

○次回委員会日程

日程を調整した結果、平成22年3月9日(火) 15:00～17:00
(日事連会議室)に開催することとした。

■第7回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成22年1月20日(水) 14:00～16:20

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:斉藤俊夫

特別出席:生駒 勝

日事連事務局:高津、北野、恩田、戸谷、鈴木、千浜、今泉

{配付資料}

資料1:履行遅滞・違約金に関する事例情報の収集について
(お願い)

資料2:平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)

資料3:建築基準法等に関する意見について

資料4:建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料5:民間建築物の設計業務発注にあたり新しい業務報酬基準
の尊重及び会員への周知のお願い

資料6:温暖化対策会議 第15回

資料7:第2回合法木材普及拡大部会

2010-3 日事連会務月報

資料8:四会連合協定 契約約款講習会開催状況一覧

資料9:指導課長通知

公共工事における設計業務等の契約の際の重要事項説明
について

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の
実施について

議 事

1. 協議事項

(1) 履行遅滞・違約金に関する事例情報の収集について(お願い)

日事連の四会約款改正WG委員であり民間連合協定工事請負契約約款委員会に日事連の委員として出席している生駒勝氏が特別出席し、工事請負契約約款委員会で工事請負契約約款第30条(履行遅滞・違約金)の検討を行うため、工事遅延及び支払遅延に伴う遅延損害金・違約金に関する事例情報の収集を依頼したい旨、資料1により説明された。

○協議の結果、各委員で所属単位会、ブロック協議会等で説明し、事例収集を行うこととした。事例がない場合には自由意見の欄に設計事務所としての意見を記入して提出する。

第1回の締め切り日を2月20日、ブロック等に諮って回答収集に時間がかかる場合には3月20日を締め切りとすることとし、回答は日事連事務局へ送付することとした。

(2) 平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)について

○事務局より資料2により平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)が説明され、了承された。

構造技術専門委員会と業務・技術委員会の連絡を密にしていくことが確認された。

2. 報告事項

(1) 国土交通省の建築基準法等に関するヒアリングに対する意見の提出の報告について

○木村委員長より資料3により国土交通省の建築基準法等に関するヒアリングに対する意見の提出について報告された。おもな内容は以下の通り。

・単位会から提出された意見も含め、業務・技術委員会の木

村委員長、上野副委員長、安藤委員、八島担当副会長で日事連としての意見をまとめ、昨年10月30日に国土交通省へ意見提出を行った。ヒアリング出席者は、正副会長、業務・技術委員会の木村委員長、上野副委員長、安藤委員、高津専務理事、北野常務理事の12名。

○建築基準法改正に関するその後の動きについて、国土交通省では基準法改正は行わず、制度の運用改善で対応する方針であることが新聞などで報道されている旨、高津専務理事より補足説明された。

(2) 建築士事務所賠償責任保険について

○事務局より資料4により建賠保険等調査専門委員会の活動状況について報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・建賠保険の加入事務所については9～11月まで増加しているが、加入率については10月と11月が同率となっており、横這い状態であった。
- ・住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約(住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項)を常任理事会に諮ったが、一律10%の保険料の値上げで補償金額が一律300万円では不公平であるとのことで建賠保険等調査専門委員会で特約内容についてさらに検討することとなった。

(3) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

○事務局より資料5に基づき民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について報告された。広報・渉外委員会で民間団体に対して新業務報酬基準の周知を要望することにしたもので、昨年12月21日、22日、24日に不動産協会、住宅生産者団体連合会など計8団体へ要望を行った。

三栖会長、外木場広報・渉外担当副会長、横須賀広報・渉外副委員長、高津専務理事、北野常務理事、戸谷広報渉外・担当課長が各団体を訪問し、新業務報酬基準について会員への周知を要望した。

(4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」の報告について

○資料6により八島業務・技術担当副会長より「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」対策会議について報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」については、パンフレットが完成し、これからどのように普及していくかを検討している。1月29日にシンポジウムが行われる予定。今後は行動計画策定に向けてタスクフォースを立ち上げる。

(5) 合法木材普及拡大部会の報告について

○資料7により富田委員より第2回合法木材普及拡大部会の報告がなされた。合法木材の普及促進事業の進捗状況、需要者へのPR活動、シンポジウムの開催などについて説明された。1月にパンフレットができる予定。「合法木材」という名称はわかりにくいのではないかななどの意見が出された。

(6) その他

○資料8により事務局より四会連合協定 契約約款の講習会の開催状況が報告された。22年1月20日現在で、講習会を開催済みの単位会が21単位会、これから開催する予定の単位会が7単位会、これまでの受講者数が1,369人であることが報告された。

○事務局より資料9に基づき昨年12月10日付けで「公共事業における設計業務等の契約の際の重要事項説明について」「構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の実施について」の通知が発出されている旨、説明された。各通知の内容は、公共工事の設計業務等の契約の際にも重要事項説明が必要であること、構造設計・設備設計一級建築士制度が入札への参入の機会を制限するものではないことを都道府県等に周知依頼したものである。

◎次回委員会

平成22年4月20日(月)14:00～16:30 日事連会議室

*その後、1/22に国土交通省より「建築確認手続き等の運用改善の方針について」が公表され、建築基準法施行規則の一部改正等に関するパブリックコメントが募集されたため、パブリックコメントに対する日事連としての意見をまとめるため、2月17日(水)に業

務・技術委員会を開催し、検討することになった。

■第7回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年12月15日(金)14:30～17:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋

委 員・沖野 覚、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治
国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠 席

副委員長・横須賀満夫

〈配付資料〉

資 料1:民間団体に対する新業務報酬基準の遵守及び周知
のお願い

資 料2:日事連ホームページに関する単位会の意見

資 料3:平成22年度事業計画(案)

参考資料 :第6回委員会記録

議 事

1. 民間団体に対する新業務報酬基準の遵守及び周知に関する要望活動の実施について

本年1月7日に新しい業務報酬基準が告示されたことにより、建築関係団体で新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を展開するとともに、7月には中央の12府省へ要望活動を実施している。

11月30日開催の常任理事会で、関東甲信越ブロック協議会選出理事より、民間団体に対する新業務報酬基準の周知活動の実施について提案があり、異論なく実施が決定し、要望内容及び方法等について広報・渉外委員会で検討することとなり、事務局より資料1により要望案及び活動方法等について提案した。

検討の結果、要望案は提案どおり了承され、12月21日(月)または22日(火)に三栖会長、外木場担当副会長、正副広報・渉外委員長が民間団体に出向き、新業務報酬基準の周知等について要望することとした。

2. ホームページの活用促進の検討について

日事連ホームページの見直しをする際の参考とするため、単位会にアンケート調査を実施し、回答のあった日事連ホームページの改善すべき点等に関する意見をもとに、実際に日事連ホームページの画面を確認しながら見直しの方向性を検討した。

単位会からの意見集約は以下のとおり

- 全国組織である日事連をアピール
- 一般の方でも目的の情報が探せるように分かりやすく
- 最新情報の提供及び掲載項目の迅速な更新
- レイアウトの工夫(全体の色合い、ビジュアル化等)
- 会員専用ページ開設

委員から以下の意見が出された。

- ・ケータイでも見ることができるレイアウトの工夫が必要
- ・一般の方に日事連を理解してもらうホームページに
- ・会員用、一般用がはっきり分かるように表示
- ・ニュースは簡潔明瞭に
- ・一般にアピールする内容が必要
- ・会員が積極的にアクセスする情報の掲載
- ・検索が簡単にできる工夫が必要
- ・画面は明るく

協議の結果、事務局で作成したサンプル画面を各委員に送付し、出された意見をもとに次回委員会に提案し、具体的な検討をすることとした。

3. 平成22年度事業計画(案)の検討について

平成22年度事業計画(案)について、資料3により説明を行った。平成22年度の広報・渉外に関する事業は、法定団体としての社会的意義及び役割等についての広報活動を実施することとし、以下の事業を行う。

1. 建築士事務所キャンペーンの実施
2. 会誌の充実・発行
3. 要望・陳情運動の実施
4. ホームページを活用した広報活動
5. UIA2011東京大会開催への対応の検討

なお、「UIA2011東京大会開催への対応の検討」については、現在

ブロック及び単位会で検討しているイベントへの支援を求められた
場合の日事連としての対応の検討、今後想定されるUIA日本組
織委員会からの協力依頼等への対応をすることとしている。
検討の結果、原案どおり決定し、2月開催の常任理事会に提案す
ることとした。

次回委員会 平成22年3月19日(金)13:30～16:00

■第6回 指導運営委員会概要

日 時 平成22年1月27日(水) 13:30～15:50

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長:髭右近外嘉

副委員長:上原伸一

委 員:佐藤真彦、飯窪功児、西川英治、山上紀鷹、中野満

担当副会長:鈴木誠一

(欠席:森口勝茂)

事 務 局:北野、恩田、吉田、鈴木、野出

＜ 提出資料 ＞

資料1 単位会の苦情の解決業務の個別レポートに基づく参考事
例集

資料2 苦情の解決業務の規程モデル等関係資料

資料3 指導運営に関する平成22年度事業計画(案)

議事1. 単位会の実施報告書(個別レポート)に基づく参考事例集の作
成について

○各委員が担当した個別レポートの修正について、どういった趣旨
で修正をしたのか、各々から説明がなされた。参考事例集とし
てとりまとめるにあたり、本会事務局で個別レポート全体の整合
性を図るべく修正することとした。

【個別レポートの修正及びとり決め事項】

- ・西暦・和暦は、和暦で統一する。
- ・苦情相談番号は、関係資料に記載されている付け方に統一す
る。
- ・会社名は全てアルファベット(A、B、C...)にして伏せる。
- ・苦情業務対象外の個別レポートに関しては、参考事例集の最後に

まとめて載せる。

- ・平成20年度1～3月分と、平成21年度4～9月分の事例に分冊す
る。

※参考事例集を作成するにあたって、前書き文を髭右近委員長が
作成する。

※修正した個別レポートは、該当単位会へ送付し、参考事例集として
全単位会に送付することを踏まえた上で、確認してもらう。

議事2. 苦情の解決業務の規程モデル等関係資料の作成について

○各委員から意見が出され、以下のことをとり決めた。

【関係資料のとり決め事項】

- ・「苦情(トラブル)の概要」の注意書きとして、建築士事務所との関わり
を明確にするように、個別レポートにその旨を記載する。
- ・A3用紙の苦情解決業務フローは、カラーで印刷する。
- ・倫理規程モデル及び懲戒規程モデルは、参考資料として併せて掲載
する。
- ・関係資料の目次の前に「目的」等の前書き文を入れる(事務局が
文案作成)。

議事3. 平成22年度 指導運営に関する事業計画について

○資料3の平成22年度 指導運営に関する事業計画(案)に基づき
事務局より報告がなされ、同計画内容に対して意見があれば、2
月10日(水)までに本会事務局宛てに意見書を提出していただ
くこととした。

議事4. その他

- 参考事例集及び規程モデル等関係資料は、印刷して各単位会に15
～20部配布することとする。印刷のスケジュールとしては、参考事例
集及び規程モデル等関係資料の修正(2月中)、製本を業者に依頼
(3月上旬～中旬)、単位会への配布(3月中)を目標とする。
- 日事連が規定する苦情解決業務に当てはまらないと思われる
報告書も提出されているので、単位会が規定する苦情解決業務
や建築相談としての業務と、日事連が規定する苦情解決業務と
の区別を徹底するべきである、という意見が出た。

■次回委員会 平成22年5月11日(火)13:30～16:00

■独立行政法人 住宅金融支援機構の

適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成22年2月12日(金)11:00～12:20

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

代理出席:同課 課長補佐 遠山 明

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 狩俣 利奈

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

オブザーバー 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ 総括調査役 藤野晶成

日事連事務局 専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明 総務係長 千浜民子

○協議事項

1. 平成22年度適合証明業務登録機関事業計画及び収支予算について

○平成22年度適合証明業務登録機関事業計画及び収支予算について、日事連事務局より資料に基づき説明し、審議の結果、原案のとおり承認した。

2. 適合証明技術者の不適正な行為による処分及び処分事実の公表について

表について

○適合証明技術者が住宅金融支援機構の技術基準について不適合があった物件に対して適合証明書を発行したこと、適合証明業務に関する帳簿その他の関係書類が保管されていなかったこと等が判明し、処分内容について日事連事務局並びに住宅金融支援機構より資料に基づき説明がなされた。

審議の結果、原案のとおり処分内容を承認し、処分事実の公表も原案に基づいて行うことを承認した。

その他の事項

1. 不適正な業務に対する再発防止のための体制整備の検討状況について

①業務調査の実施方法について及び②登録規程の改正方針について、資料に基づき日事連事務局より説明がなされ、原案の方針により進めていくことを了承した。

2. その他

○前回の運営委員会で登録取消しを行った適合証明技術者に係る物件の調査状況について、資料に基づき住宅金融支援機構より報告がなされた。

○住宅レーダーN0.66により、前記の登録取消しの処分事実をもとに適合証明業務の適正な実施が図られるよう周知した旨、住宅金融支援機構より報告がなされた。

○平成22年度に作成する「適合証明技術者の実務手引き」の記載内容の充実等に向けた改正概要について、住宅金融支援機構より資料に基づき説明がなされ、この方針により進めていくことを確認した。

○次回運営委員会の開催日程については、平成22年5月14日(金)10:30～12:00日事連会議室で開催することとした。

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成22年

3月17日 日事政研監事会、全国大会実行特別委員会

19日 広報・渉外委員会、構造技術専門委員会

30日 常任理事会、全国会長会議、予算総会、
日事政研総会（ホテルアジュール竹芝）

4月 7日 建賠保険等調査専門委員会

9日 会誌編集専門委員会

■第7回 日本建築士事務所政経研究会役員会

1. 日 時 平成21年11月30日(月)11:00～12:10

2. 場 所 日事連会議室

3. 出席者 ○印は出席者

会 長 ○山本 茂男(高知)

幹 事 長 ○外木場久雄(兵庫)

会計責任者 ○鈴木 誠一(秋田)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事 ○野呂 敏秋(青森) ○本澤 宗夫(栃木)

○山田 美光(群馬) 山崎 善利(静岡)

○髭右近外嘉(石川) ○佐野 吉彦(大阪)

○木村 旭(岡山) ○八島 英孝(福岡)

○原田 照行(佐賀)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議長

山本茂男会長

5. 議事録署名人

山本茂男会長、八島英孝幹事

6. 議事

(1) 政経フォーラムの運営について

事務局から、資料1により、平成21年度第13回建築士事務所政経フォーラムの運営方法(案)についての概要説明に併せ、「今回は民主党の木俣佳丈参議院議員(前民主党企業団体対策委員長代理)を講師に迎え、マニフェスト等の業界の関心の高いテーマについて講演をいただくこととしたい。」旨の発言があり、了承を得た。

(2) 民主党との今度の付き合い方について

① 民主党議員による議員連盟の設置について

事務局から、資料2に基づき、これまでの民主党との接触の状況、及び新聞報道等による民主党の企業・団体対策の方針等について概要説明があり、続いて山本議長より、今後、政権政

党たる民主党との関係のあり方について、例えば、議員連盟の設置や意見交換会の開催等、様々な方法が考えられるが、今後の方針を策定していく上で、各位の忌憚のないご意見を伺いたい旨の発言があった。

委員の間からは、国会としての法律改正あるいは制度改善要望等の実現を図るためには、政権政党による議員連盟をつくらなければ意味がなく、すでにある自民党の議員連盟はそのまま残し、うまくバランスを取りながら進めていくべき、両党の議連が併存することとなった場合、選挙などの際に対応方法が難しくなるのではないか、日事政研の果たすべき役割として民主党の議員連盟はつくらざるをえず、選挙の際には民主党並びに自民党の双方を推薦する等の方法もある、地方ではいまだ自民党が優勢な地域も多く、その辺りの事情も考慮して中央と地方の二段構えの体制で進めるべき、等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、山本議長からは、国会としての要望実現を図るためにも、基本的に、政権政党たる民主党の議員連盟の設置を目指していく方向で進めていくこととしたい。但し、議員連盟はあくまで議員の自主的発意によって設置される機関であることから、今後、民主党及び同党関係議員との間で調整を図っていくこととしたい、旨の発言があり、了承された。

② 民主党議員との定期的な意見交換について

事務局から、今後の民主党との関係を構築していく上で、定期的な意見交換会を開催していくことが相互理解の促進にあたり必要ではないか、旨の説明があった。

委員の間からは、建築基本法のコンソーシアム等に定期的に参加し、深く関わっている民主党議員もいる。そうした建築設計分野に関心の高い議員を中心に意見交換を行うべき、例えばソボジムの形で、建築設計分野に造詣が深い議員を招き、日事連の常任理事会等の場で話を聞くような場を設けてはどう

か、あまり多人数の会合ではなく、密度の高い意義ある議論が行える程度の規模とするのが効果的ではないか、等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、山本議長より、これまでに接触のあった民主党議員(前田武志参議院議員、木俣佳丈参議院議員、小川勝也参議院議員等)を中心に、今後の定期的な意見交換会の開催等について打診を行うこととし、意見交換の方法をはじめ、検討テーマ、メンバー等については、今後の状況を踏まえながら検討していくこととしたい、旨の発言があり、了承を得た。

③その他

一部委員から、単位会では、地域の事情等もあり、本日の議論の内容を踏まえた日事政研としての活動方針を単位政研・単位会に対し、文書により示していただきたい。そうした明確な方針提示がなされれば、地方としても相当に動きやすくなる面があると思う、旨の発言があった。

引き続き協議の結果、民主党の議員連盟設立も視野に入れ、定期的な意見交換の場を設けていくこと等により、民主党との関係構築を推進していく旨の基本方針文書を作成・発信することとした。

(配布資料)

資料1:平成21年度「建築士事務所政経フォーラム」のご案内

資料2:民主党関連参考記事

参 考:自民党建築設計議員連盟名簿

■2月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年2月1日～2月28日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	630	- 7	5,307	11.9	220	+ 1	34.9
青 森	145		1,166	12.4	32		22.1
岩 手	260	- 1	1,238	21.0	56		21.5
宮 城	268		2,516	10.7	53		19.8
秋 田	176		1,372	12.8	42		23.9
山 形	191		1,535	12.4	48		25.1
福 島	197		1,972	10.0	47		23.9
茨 城	501		2,687	18.6	135		26.9
栃 木	173		1,706	10.1	92		53.2
群 馬	175		2,203	7.9	92	+ 1	52.6
埼 玉	576		5,990	9.6	103		17.9
千 葉	410		4,248	9.7	96	+ 1	23.4
東 京	1,399	+ 20	17,783	7.9	358	+ 4	25.6
神奈川	791		7,093	11.2	152		19.2
新 潟	280		2,827	9.9	102	+ 1	36.4
長 野	532	+ 1	2,690	19.8	117		22.0
山 梨	116		1,008	11.5	13		11.2
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	261	- 4	1,345	19.4	51		19.5
福 井	273	- 1	1,158	23.6	58		21.2
静 岡	562	- 2	3,834	14.7	135		24.0
愛 知	629	- 1	5,849	10.8	140	+ 2	22.3
三 重	184		1,596	11.5	64	+ 2	34.8
滋 賀	202		1,413	14.3	38		18.8
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	181		18.0
兵 庫	503		4,388	11.5	124	+ 1	24.7
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	25		21.2
鳥 取	79		609	13.0	42		53.2
島 根	154		845	18.2	61	+ 2	39.6
岡 山	450		1,807	24.9	60		13.3
広 島	384		2,852	13.5	116	+ 1	30.2
山 口	116		1,500	7.7	39		33.6
徳 島	104		1,110	9.4	14		13.5
香 川	105		1,424	7.4	17	+ 1	16.2
愛 媛	131		1,456	9.0	25	+ 2	19.1
高 知	149		842	17.7	17		11.4
福 岡	520	- 1	4,808	10.8	136	+ 2	26.2
佐 賀	171		731	23.4	30	+ 1	17.5
長 崎	227		1,057	21.5	42		18.5
熊 本	227		1,733	13.1	80	+ 1	35.2
大 分	212	+ 4	1,213	17.5	37		17.5
宮 崎	140		1,395	10.0	66		47.1
鹿児島	320		1,521	21.0	78		24.4
沖 縄	186		1,417	13.1	44		23.7
計	14,913	+ 8	122,804	12.1	3,632	+ 23	24.4

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。